



水害被害からの復活～熊野川・かあちゃんの店～

2011年の紀伊半島大水害からまもなく7年を迎えます。熊野川流域も大きな被害を受けましたが、「道の駅・瀬峡街道熊野川」は骨組みだけを残してほとんどが流失するという事態に。道の駅に併設されていた「かあちゃんの店」も長期休業を余儀なくされました。しかし、周囲の支援も受けながら店舗復活までこぎつけることができました。



かわいらしい「かあちゃんの店」の看板

「かあちゃんの店」は、熊野川流域の水害被害から復活した店舗です。2011年の大水害で、道の駅に併設されていた店舗が流失し、長期休業を余儀なくされました。しかし、周囲の支援も受けながら、2018年6月に復活しました。現在は、熊野川物産販売所として営業しています。

生活研究会が母体
四方を山に囲まれ、熊野川といくつかの小な滝が流れる豊かな自然を眺めながら国道168号線を通ると、メダカを釣って、ほっこりほっこり「かあちゃん」の看板が見えてきます。ここが「かあちゃん」の店です。

店の始まりは、旧熊野川町生活研究会友の会の会員たちが、研究を重ねた加工品などを販売したい、と熊野川温泉「さつき」の前で「ふれあい日曜日」を開催した。その後、場所を道の駅に移し、野外の「日曜日」を開催するようになりまし

た。しかし、雨の多い地域なので風雨対策が必要だったと、お客様がすぐ食べられる品物が欲しいという意見が多くなり、町に働きかけ、雨の多い地域での販売方法を模索し、熊野川物産販売所「かあちゃんの店」がオープンしました。

05年に新宮市と熊野川町が合併したことから店の名称が「新宮市熊野川物産販売所かあちゃんの店」と変わりましたが引き続き営業し

ていました。11年の台風12号の大水害で組合員一人が命を失い店舗は全壊、地域住民の住居は床上浸水し、畑や田んぼも流され壊滅状態になってしまいました。被災直後は、何もかも失い再建は難しいと思う人が多かったのですが、地域の活性化のために早く急な再建を目標し、1年後には、和歌山県地域活性化アグリビジネス支援事業を活用し、プレハブの店舗で地場野菜やめ



地元の産品、手作りの餅なども購入できます

みんなでつくる情報板 わかやまイベントボード

- 和歌山で就職しよう！職場見学バスツアー
和歌山で就職を考えている方の参加をお待ちしています。
集合 6月7日(木) 9:40にJR和歌山駅東口の和歌山アーバンホテル前
見学場所 株式会社島精機製作所、ノーリツプレジジョン株式会社
対象 大学生・短大生・専門学校生・一般求職者等
定員 20名(申し込み必要)
参加費 無料
持ち物 筆記用具。スーツでご参加下さい。また昼食は和歌山市役所近辺で各自済ませてください。
問い合わせ・申込み 若年者地域連携推進センター (073-421-8002)
- アコースティックライブ
アコースティックによる生演奏をお楽しみ下さい。
日時 6月9日(土) 14:00～16:00
場所 カフェ花舞(岩出市中島625-1)
参加費 無料(飲食代別途)
問い合わせ 花舞珈琲 (0736-7-8404)
- 公開講座「犯罪被害者支援とは何か」
犯罪被害者支援の発展・歴史・歩み、犯罪被害者支援の意義・必要性を学びます。
日時 6月9日(土) 14:30～17:00
場所 県立情報交流センター Big・U 研修室1
講師 関根剛さん(大分県立看護科学大学准教授)
定員 50名(申し込み必要)
参加費 無料
問い合わせ・申込み 紀の国被害者支援センター (073-427-2100)
- おはなしタイム「きて！きて！きて！」
絵本と紙芝居、手遊び、折り紙などで楽しみませんか。
日時 6月13日(水) 14:30～15:30
場所 和歌山市河北コミュニティセンター2階活動室(大)
講師 和歌山グループ声のみなさん
対象 幼児から小学校低学年のみなさんとその保護者
参加費 無料
問い合わせ 河北コミュニティセンター (073-480-3610)

「かあちゃんの店」
〒647-1212 新宮市熊野川町田長 54-7 道の駅瀬峡街道熊野川内
TEL : 0735-44-0445
営業時間 9:00～16:00(お食事は11:00～14:00)
定休日 毎月第2水曜日

1週間って知らない話 NPOの

第7回

NPOとは？⑦

NPO が法人格を取得する際には「認証」という手続きをとります。従来の財団法人や社団法人は「認可」として、行政が認めないと設立できませんでしたが、NPO 法人は自由な民間公益活動を応援するという趣旨から「認可」ではなく「認証」となっています。

みなさんの周りで「認証」というとどのような場面を思い浮かべるでしょうか。例えば、みなさんが利用している金融機関のATM の暗証番号、インターネットで各種サービスを利用する際のパスワードなどは「認証」です。入力されたものが、事前に設定した暗証番号やパスワードなどと相違ないことが認められれば認証され、サービスを受けることができます。

になります。これらのように、正当な手続きがとられていることを証明するのが「認証」です。

★ ★ ★
NPO 法人の場合、都道府県や政令指定都市(一部の都道府県では、政令市以外の市町村に権限が移譲されているケースがあります)が認証を担当します。NPO 法人を設立する場合は団体内部で所定の手続きを済ませた後、設立認証申請に必要な書類を作成し、所轄庁に提出の上、認証が得られると NPO 法人の設立が認められます(実際にはこのあと法務局に設立登記を行ってようやく法人格を取得できます)。

認証を担当する行政機関を「所轄庁」と呼びますが、NPO 法(特定非営利活動促進法)や、NPO 法に基づく各種政令・条例等に基づいた手続きがとられていることが認められる場合は、所轄庁は設立を認証しなければならないと法律で定められています。「認可」は行政が一定のお墨付きを与えたと考えられますが、「認証」は「誤っていないければ原

則として認められる」ことから、NPO 法人は行政のお墨付きを得たわけでは決してありません。字が似ていることもあって、「NPO 法人として認可された」と表記されるケースが多くありますが、これは誤りです。

★ ★ ★
ちなみに、一般の会社法人や、現行制度での財団法人や社団法人などを設立するときは公証人役場で定款認証をしてもらいます。これは正当な手続きで定款が作成されていることを公証人の方が証明する手続きです。NPO 法人の場合は、この認証を行政機関がおこなっているということになります。

【今回のポイント】
・NPO 法人の設立は、行政機関の「認証」によって認められる。
・法律や各種法令に抵触していないと認められる場合は原則として認証しなければならない。
・したがって、NPO 法人は、活動にお墨付きが与えられたわけではない。